

総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業実施要綱（案）

I. 総合的な診療能力を持つ医師養成拠点の形成事業

1. 目的

我が国においては、医療の専門分化・高度化が進む中、臓器別・疾患別専門医の育成が進む一方で、急速な高齢化が同時に進行しており、患者個人の複数疾患や生活上の課題を総合的に診ることができ、地域包括ケアにおいても中心的な役割を担える医師の確保が求められている。

この事業では、地域において幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる総合診療医を養成・確保するための拠点（総合診療医センター）を都道府県横断的に整備し、一貫した指導体制のもと、卒前教育から専門研修やその後のキャリアパスの構築等を継続的に行うことにより、地域医療の現場に総合診療医を確保することを目的とする。

2. 事業の実施主体

医師養成課程を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定に基づく大学（以下「大学」という。）とし、次の要件を満たすものとする。

- （1）総合診療医センターの責任者として、総合的な診療の実践および教育が可能な医師を選任すること。
- （2）総合診療医センターの責任者の選任にあたっては、地域医療における診療実績や指導実績を含めた活動実績を評価し、博士の学位の保持や研究上の業績を必須の要件としない選考を行うこと。
- （3）別枠方式の地域枠入学試験を実施しており、地域枠入学者が、当該大学の総合診療専門医を養成するプログラムの研修を受けた実績を有すること。また、過去に事業を実施していない大学においてはその見込みがあること。

なお、大学は、事業の一部について、適切に事業を実施できると認められた者に委託することができるものとする。この場合において、大学は、委託先との連携を密にし事業に取り組むとともに、委託先から定期的な報告を求めるものとする。

3. 事業の内容

（1）総合診療医センター運営事業

大学内に以下の機能を有する総合診療医センターを設置する。

- ① 総合診療医センターを中心として、教員、指導医等の人事配置の派遣等を通じ、センターが所在するブロック内へ都道府県域を横断した総合診療研修施設間の広域ネットワーク（以下「広域ネ

ットワーク」という。)を構築する。

- ② 実施主体となる大学内に総合診療科医師を責任者とする講座を設置するほか、医師不足地域の他大学医学部において、総合診療科の総合診療部門の新設・充実を促進するため、教員等の配置又は派遣調整を行う。併せて、卒前教育では、地域枠医学生に限らず全医学生に対して総合診療医の授業と実習をコーディネート・実施する。
- ③ 広域ネットワーク内の他大学医学部や総合診療研修施設において、地域実習（総合診療科）、地域医療重点プログラムによる臨床研修及び総合診療専門研修を促進するため、指導医等の配置調整を含め研修プログラムを策定、整備、実施する。（医師少数区域等を含む充実した実習及び研修であることが望ましい。）
- ④ 総合診療医を希望する地域枠医学生等の選考時から卒後のキャリア支援まで一貫した指導を行うため、総合診療医等の人材データベースを保有した上で、都道府県の策定したキャリア形成プログラム等と連携するなど都道府県や医学生、研修医等の意向を踏まえ、研修先等をコーディネートするほか、研修修了後においても勤務先の提供、調整を行う。
- ⑤ 広域ネットワーク内の医師少数区域等で医学生や研修医その他若手医師が診療を行う際、診療に関する相談支援や緊急時の代替医師の支援などバックアップを含めた体制整備を行う。
- ⑥ 都道府県と協同してキャリア形成プログラムを作成すること。

(2)(1)のほか、大学は総合診療医の養成に向け、都道府県域を越えた必要な取組を行う。

4. 実施主体の選定及び事業の評価

- (1) 医政局長は、上記Iの2に規定する実施主体について、別に定める公募要領により公募するとともに、応募に関する諸条件等を満たす大学のうち、厚生労働省医政局が設置する評価委員会による事業内容の審査を経て決定する。
- (2) 当該事業を実施した大学は、当該事業の成果等をまとめた報告書について厚生労働省医政局あて提出するものとする。

5. 経費の負担

事業の実施主体が、本要綱に基づいて実施する事業については、厚生労働大臣が別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。

6. その他

- (1) 医政局長は、必要に応じ上記Ⅰの3.(1)に規定する事業に係る情報の提供を求めることができる。
- (2) 医政局長は、地域枠医学生等の採用、育成にあたって、大学に犯罪又は不適正な行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的を達成することが困難であると認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。
- (3) 実施主体の選定、経費の負担にあたっては、本事業における過去の採択実績等を考慮することがある。
- (4) その他、本事業の実施にあたり必要な事項については、医政局が別に定めることがある。

Ⅱ. 総合的な診療能力を持つ医師養成のためのリカレント教育推進事業

1. 目的

我が国においては、医療の専門分化・高度化が進む中、臓器別・疾患別専門医の育成が進む一方で、急速な高齢化が同時に進行しており、患者個人の複数疾患や生活上の課題を総合的に診ることができ、地域包括ケアにおいても中心的な役割を担える医師の確保が求められている。

この事業では、地域において幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる総合診療医を養成・確保するため、中堅以降の様々な診療科の医師を主な対象にし、総合診療医としてスキルを向上することの魅力の発信、多分野の知識や診療のコツを学ぶことのできる知識・スキルの研修、診療を行いながら経験を積むことのできる診療の場の提供を一体的に行うリカレント教育を実施することにより、地域医療の現場に総合診療医を確保することを目的とする。

2. 事業の実施主体

関係学会、病院団体等とし、学会や病院団体等が協力して、Ⅱの1に記載した魅力の発信、知識・スキルの研修、診療の場の提供を全国推進事業として一体的に行うことができるものとする。

なお、事業者は、事業の一部について、適切に事業を実施できると認められた者に委託することができるものとする。この場合において、事業者は、委託先との連携を密に行いながら事業に取り組むとともに、委託先から定期的な報告を求めるものとする。

3. 事業の内容

事業者は、以下の業務を実施する運営委員会を組織して、運営方針の検討、事業計画の立案、進捗管理、事業評価、厚生労働省との協議窓口など

の業務を担う。

(1) 研修者の発掘

事業の具体的なイメージを示すことや研修プログラム例の紹介など、様々な医師のバックグラウンドやライフスタイル等に合わせた、総合診療医としての多様な働き方を提示するとともに、事業者（当該学会、団体等）に所属していない医師を含めたより多くの医師に周知して事業への参画を促す。

(2) 総合的な診療能力に係る知識を習得するための、座学研修の環境構築

総合診療の実践的な知識・スキルについて、学会や病院団体等が協力して、オンライン等の利便性の高い座学研修プログラムを開発・実施する。

(3) 総合的な診療を実践するための、医療機関の開拓・紹介

総合診療医としてのOJT (On-the-Job Training) ができる、時短勤務などの柔軟な働き方を可能とするような環境整備を促すとともに、十分な情報提供を行う。

(4) 研修修了者の動向の把握

研修を修了した受講者数や修了後の勤務先、地域への定着状況等について、把握及び定期報告を行うことが可能な仕組みを構築する。

(5) 医師偏在対策に向けた都道府県への協力

研修に係る情報等をわかりやすく都道府県等の関係者に提供し、各都道府県における医師偏在対策に資する取組に対する必要な協力を行う。

4. 実施主体の選定及び事業の評価

(1) 医政局長は、上記Ⅱの2に規定する実施主体について、別に定める公募要領により公募するとともに、応募に関する諸条件等を満たす事業者のうち、厚生労働省医政局が設置する評価委員会による事業内容の審査を経て決定する。

(2) 当該事業を実施した団体は、当該事業の成果等をまとめた報告書について厚生労働省医政局あて提出するものとする。

5. 経費の負担

事業の実施主体が、本要綱に基づいて実施する事業については、厚生労働大臣が別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。

6. その他

(1) 医政局長は、必要に応じ上記Ⅱの3に規定する事業に係る情報の

提供を求めることができる。

- (2) 医政局長は、団体に犯罪又は不適正な行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的を達成することが困難であると認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。
- (3) その他、本事業の実施にあたり必要な事項については、医政局が別に定めることがある。